

選挙における供託金制度の違憲性

青 柳 幸 一

研究ノート：選挙における供託金制度の違憲性

- I. はじめに
- II. Bullock v. Carter
- III. Lubin v. Panish
- IV. 平等原則と供託金制度

I. はじめに

1983年6月26日、わが国の選挙制度史上初めて比例代表制を導入した参議員選挙が行なわれた。従来の参議院全国区における比例代表制の導入は、1982年8月18日に成立した公職選挙法（以下、公選法と略称）の改正によって行なわれた。今回の公選法の改正は、立候補の要件に大きな変更をもたらした。この改正の合憲性をめぐっては、既に多くの意見が発表されている⁽¹⁾。筆者も、比例代表制の合憲性、政党その他の政治団体単位の選挙制度の合憲性、そして供託金制度の合憲性について立候補の権利という視点からこれを論じた⁽²⁾。

アメリカ合衆国（以下、アメリカと略称）でも、立候補者に供託金（filing fee）⁽³⁾を課す州がある。アメリカ憲法の選挙に関する規定は、極めて少ない。18才以上の合衆国市民に投票権を与えると規定する修正26条、投票権と租税の未払いについて規定する修正24条、投票権における性差別を禁ずる修正19条、人権等を理由にして、投票権の拒絶・制限を禁ずる修正15条、下院議員の被選挙権を規定する1条2節2項、上院議員の被選挙権を規定する1条3節3項、大統領・副大統領の選挙について規定する2条1節2項～5項および修正12条などがあるだけである。選挙に関する具体的事項の決定は、各州の権限である（1条4節1

項）。したがって、憲法上の規定および原則に抵触しない限り、選挙に関する事項は各州の裁量に委ねられている、といえる。

各州の立候補に関する規定をみてみると⁽⁴⁾、すべての州が小政党および無所属の立候補者に対して立候補の要件を制限している。多くの州は、彼らに一定率あるいは一定数の有権者の支持署名を示すことを求めている。その他、供託金を課す州もある。1975年の時点で、29の州が立候補の要件として、予備選挙か本選挙のいずれかに供託金を課している。そのうちの13州は、すでに候補者名簿あるいは投票用紙（ballot）に記載される資格を有する政党の予備選挙においてのみ供託金を立候補者に課している。残りの16州は、政党の候補者にも無所属の候補者にも供託金を課している。したがって、前者の場合は供託金が候補者名簿へのアクセスを直接制約するものではないが、後者の場合にはそれが立候補自体を直接制約することになる。そこで、立候補への障害である供託金制度が憲法上許されるかが争われることになる。

アメリカ連邦最高裁判所（以下、連邦最高裁と略称）は、予備選挙における供託金制度の合憲性に一定の限定を加えた。それが、Bullock v. Carter 判決であり、Lubin v. Panish 判決である。本稿は、この二つの判決を概観し、その判例理論の検討を通して、わが国の公選法の供託金制度の合憲性をめぐり考察の一助にしようとするものである。拙稿「憲法上の権利としての立候補の権利」では立候補の権利の性質に重点をおいて論じたために、この二つの判決には註で簡単に言及することしかできなかった。したがって、本稿は、拙稿「憲法上の権利としての立候補の権利」の補論の役割を果たす研究ノートである。

II. Bullock v. Carter

(405 U. S. 143 [1972])

(1) 事件の概要・判決

テキサス州選挙法は、政党の予備選挙において候補者名簿に氏名を登録する条件として供託金を立候補者に課している。例えば、上院議員選挙への立候補者の場合、1000ドルの供託金が必要である (Art. 13. 15 Texas Election Code Ann. [Supp. 1970-1971])。被上訴人 Pate は、エルパソ郡の第四行政管区の郡長官 (County Commissioner of Precinct Four El Paso County) の民主党の予備選挙に立候補しようとした。彼は、候補者となるためのすべての要件を満たしていたが、当該予備選挙立候補者に課されている供託金 1,424.60ドルを支払うことができなかった。被上訴人 Wischkaemper は、タラント郡の郡審判官 (County Judge in Tarrant County) の候補者として民主党の予備選挙の候補者名簿に登録されることを望んだが、そのための供託金 6,300ドルを支払うことができなかった。被上訴人 Carter は、国有地管理局長官 (Commissioner of the General Land Office) の民主党の候補者になることを望んだが、そのための供託金 1,000ドルを支払うことができなかった。三人は、それぞれテキサス州の供託金制度の合憲性を争う訴訟を連邦地裁に提起した。同じ争点をもつこの三つの訴訟は合併され、3人の判事による合議制の連邦地裁法廷が開かれた。テキサス北部地区連邦地裁は、テキサス州選挙法の供託金制度は違憲であると判示した (321 F. Supp. 1358[1970])。これに対して、州側が連邦最高裁への直接上訴 (direct appeal) したのが本件である。

連邦最高裁は、全員一致で (ただし、Powell 判事と Rehnquist 判事は本件の審理にも判決にも加わらなかった) 原審を確定した。

(2) 争点

本件の争点は、政党の予備選挙への立候補者に供託金を課すテキサス州法が修正14条の平等保護条項に反するか否か、である。より具体的にいえば、上記争点を判断する基準は「合理的な基礎 (rational basis)」のテストなのかそれともより厳格な審査基準なのか、である。

(3) 判旨

Burger 首席判事が、法廷意見を述べている。
 <本件の判断基準について>

供託金制度の主要でかつ直接的衝撃は、投票者よりむしろ立候補志願者に加わる。従来、連邦最高裁が立候補の権利を「厳格なテスト」に服する基本的権利と認めていない。しかし、投票者の権利と候補者の権利とは截然と分離しえない関係にある。立候補に影響を与える法律は、少なくとも理論的には相関的に投票者にも影響を及ぼす。立候補者への制約の審査基準の問題にとって、それらの制約の投票者への影響の程度と性質を現実 に即して精査することが本質的である。

本件で挑戦されているテキサス州法は、確かに、投票者の権利の行使に条件を課するものではないし、投じられた投票を量的に希薄にするものでもない。それは、予備選挙の候補者名簿への登録志願者に対して障害を設けるものである。しかしながら、それは選挙権の行使に現実的かつ明らかな影響を与え、そしてその影響は特定の候補者を支持する投票者の財力に関係する。したがって、供託金制度の影響を現実 に即してみてみると、それは経済的状态によって候補者のみならず投票者にも不平等な重荷を与えるものである。それゆえ、目的が「正当な州の目的 (legitimate state objectives)」でかつ規制手段が目的達成にとって合理的に必要であることを要請する厳格な審査基準を本件に適用する。

<目的の正当性について>

連邦最高裁は、従来から、候補者名簿に登録される候補者の数を規制する正当な利益を州が有することを認めている (Jeness v. Fortson, 403 U. S. at 442 [1971]; Williams v. Rohdes, 363 U. S. at 32 [1968])。州は投票者の混乱をさけるために、そして当選者が投票者の多数による選択であることを保証するために、候補者の数を規制する正当な利益を有する。また、州は、政治過程の本来の姿を不真面目なあるいは偽物の候補者から保護する利益を有する。

<目的と手段の関連性について>

緩やかな審査基準である「合理的な基礎」のテストの下でも、州が承認された正当な目的を全く恣意的な手段で達成することは許されない。手段と目的の間に一定の関連がなければならない。候補者が供託金を早く支払うことと彼が立候補する気持の真面目さとの間にはいくらかの合理的関連があるであろう。しかし、

本件の場合、訴えを提起した立候補志願者は、供託金を支払うのが単に嫌であるというのではなくて支払うことができないのである。供託金制度が不真面目な候補者ばかりでなく正当な候補者をも排除することは、明白である。かりにテキサス州法によって要求されている高額な供託金を支払うすべての人が真面目に立候補していると推定したとしても、それが彼を民衆の感覚でいう「真面目な候補者」にするわけではない。もしテキサス州の供託金制度が泡沫候補を除去することによって候補者名簿を規制しようとするならば、それはその目的に対して途方もなく不適合（extraordinarily ill-fitted）である。

州は、供託金は予備選挙にのみ要求されているもので、一般選挙では供託金を支払うことなく候補者名簿に氏名を登録できる、と抗弁する。しかし、テキサス州のある部分では一般選挙よりも予備選挙の方がより決定的であるという事実からして、供託金の負担を回避するために候補者と投票者に彼らの党派関係をすてることを要求することが合理的であるとはほとんど認めえない。

州は、供託金制度が候補者名簿を規制する州の正当な目的の達成にとって必要なあるいは合理的な手段であることを証明していない。したがって、テキサス州の供託金制度は、修正14条の平等保護条項に反する。

なお、州は、候補者名簿を規制する正当な目的の一つとして予備選挙の費用に費消される州の財政の軽減を挙げ、供託金制度がそれに仕える手段である、とも主張する。確かに、この限られた意味において、供託金制度は、目的に対して合理的な手段といえる。しかし、本件に適用される審査基準では、目的に対する手段の必要性が証明されなければならない。この州の主張は、供託金制度の、候補者名簿の規制という目的全般に対する必要性を証明するものではない。

州はまた、候補者は自身予備選挙を利用するのであるからその費用を応分に支払うことは適切である、とも主張する。しかし、この理論は採用することができない。なぜなら、費用は候補者が予備選挙に参加すると決定するから生ずるのでも、政党が予備選挙を行なおうと決定するから生ずるのでもないからである。

III. Lubin v. Panish

(415 U. S. 709 [1974])

(1) 事件の概要・判決

カリフォルニア選挙法は、議員、州そして郡の公務員の指名および選挙に際し、払い戻されることのない供託金の支払を立候補者に課している（Cal. Elections Code § 6551）。供託金の額は、通常は、志願された公職の年収の一定の割合という形で決められている。例えば、上院議員や州知事などの場合だと年収の2%。下院議員や州議会議員などの場合だと年収の1%。ただし、大統領予備選挙や固定給がないか年収600ドル以下の公職の立候補の場合には、供託金は何ら要求されない（Cal. Elections Code §§ 6551, 6552, 6554）。
上訴人 Lubin は、延期4年で年収3,5080ドルのロス・アンジェルス郡政執行官庁（Board of Supervisors of Los Angeles County）の構成員の立候補者としての指名を求めた。Lubin は、ロス・アンジェルス郡の登録官である J. S. Allison の事務所に必要な書類をすべてもって行ったが、郡政執行官に立候補するのに必要な701.60ドルの供託金を支払えないことを理由に書類の受けとりを拒否された。そこで、Lubin は、自分のためにそして供託金を支払えなかった同様の状況にある者のためにクラス・アクションをロス・アンジェルス州地裁（Los Angeles Superior Court）へ提起した。

州地裁は、当該供託金制度は合理的であるとして原告の訴えを棄却した。第二地区州中間上訴裁（Court of Appeal, Second District）も、州最高裁も、訴えを棄却した。そこで、原告 Lubin が連邦最高裁に上訴したのが本件である。

連邦最高裁は、全員一致で（ただし、Douglas 判事の補足意見および Rehnquist 判事が同調した Blackmun 判事の部分的補足意見が付いている）原審判決を破棄し、原審に差し戻した。

(2) 争点

本件の争点は、公職への立候補者に供託金を課するカリフォルニア州法が修正14条によって保障されている平等保護を侵害するか否か、である。具体的には、候補者名簿を規制する州の正当な目的の達成にとって供託金制度は合理的に必要な手段であるか否か、である。

(3) 判旨

Burger 首席判事が法廷意見を述べている。

<目的の正当性について>

歴史的には、20世紀初期の改革運動以来、投票者の混乱を最小限にするために、候補者名簿の規模を制限するという傾向にある。大部分の州は、長い間、一部分では候補者名簿を制限するためそして一部分では行政上の経費の幾分かを候補者に支払わせるために、供託金制度を設けている。ところが、近時政治的機会の拡大の要求が高まり、候補者名簿へのより広汎なアクセスの要求が増大している。修正25条、同26条、1965年投票権法などはこの変化を反映している。

州は、不真面目な候補者で候補者名簿が充満されることから守るために供託金制度を採用している、と主張する。Bullock v. Carter で、連邦最高裁は、処理しうる限度内に候補者名簿を維持するという州の利益は最高の命令であることを認めた。洗濯物記入表(“laundry list”)のような膨大な数の氏名が記入された候補者名簿が投票者の参加に水をさし、混乱させることは、あまりに明らかである。

<目的と手段の関連性について>

正当な州の利益も小政党その他の政治団体や無所属の候補者の有する政治的な機会の継続的な利用可能性における等しく重要な利益に対し不公正にあるいは不必要に負担をかけることのない手段によって達成されなければならない。そこに含まれる利益は、単に政党や無所属の候補者の利益であるばかりではない。投票者は、その嗜好を候補者あるいは政党あるいは両者によってのみ主張できるのである。政党や個人の候補者名簿に登載される権利は、投票者の権利とからみあい、保護される資格があるものである。

高額な供託金は、立候補の真実性や立候補者への投票者の支持の程度を測るものではない。高額な供託金は候補者名簿を処理しやすくする正当な機能に仕えるかもしれないが、立候補が本物であるか偽物であるかをテストするものではない。立候補を思い止まらせるために高額に決定された供託金制度は、真面目な候補者をも排除しうるものである。それぞれの時代の政治的雰囲気がかつたものであれ、われわれの伝統は経済的地位にかかわらずすべての候補者を厚遇することである。

カリフォルニア州選挙法には、候補者名簿にアクセスするための、供託金以外の他の選択的手段が欠けている。他の選択的手段を規定することなしに一定の金額を支払う能力にのみ基づく候補者の選択は、州の正

当な利益の達成にとって合理的に必要な手段ではない。

〔Douglas 判事の補足意見〕

本件は、明らかに、富に基づく差別の事件である。富に基づく差別は「伝統的に嫌われている」(Harper v. Virginia Bd. of Elections, 383 U. S. at 668 [1966]) ので、その審査は「厳格な審査」のテストによって行なわれなければならない。すなわち、州はそれを規制する「やむにやまれぬ利益 (compelling interest)」を示さなければならない。

投票することは、明らかに基本的権利(fundamental right)である。しかし、投票する権利は、もし州が選挙に立つ権利(the right to stand for election)を恣意的に否定しうるならば、空虚なものになるであろう。カリフォルニア州選挙法は、貧困者が彼らの経済的クラスのなかの者に一票を投じようとするのを効果的に妨げるならば、修正条の平等保護条項を満たすものではない。州は、政治的少数者を候補者名簿から除外しうる前に、そうせざるをえない「やむにやまれぬ利益」を示さなければならない。

〔Blackmun 判事の部分的補足意見 (Rehnquist 判事, 同調)〕

カリフォルニア州の選挙制度の難点は、供託金を支払うことができない候補者のために候補者名簿への現実的な他の選択的なアクセスの手段を欠いていることである。カリフォルニア州選挙法は、それが現在のように入候補者名簿へのアクセスを否定する限りで、違憲と考える。

IV. 平等原則と供託金制度

上記の二つの判決をみていえることは、以下の諸点である。

連邦最高裁は、立候補の権利自体を基本的権利と捉えていない。ただし基本的権利と明示的に認められている投票権と立候補の権利の関係は、ニュアンスの差はあるが、認めている。したがって、立候補の権利を制約する供託金制度の合憲性を審査する基準は、「厳格な審査 (strict scrutiny)」のテストでも、「合理的基礎 (rational basis)」のテストでもない。Harper v. Virginia Board of Elections (383 U. S. 663 [1966]) で用いられた、「合理的基礎」のテストよりも

厳格なテストを採用した。そして、連邦最高裁は、候補者名簿の規制が「州の正当な目的及至利益」であることは認めつつも、供託金制度という手段がその目的の達成にとって「合理的に必要な」関連性を有していない、と判断している。それゆえ、供託金制度よりも「より制限的でない他の選ぶる手段 (less restrictive alternatives)」が与えられていない場合には、供託金制度は修正14条に違反する。ここで注意しなければならないのは、上記の二つの判決が、供託金制度一般を違憲としているわけではない、ということである。この点は、とりわけ、Bullock 判決が明言している。「ここで、候補者への合理的な供託金やあるいは他の脈絡における許可料金の有効性に疑問を投げかけようとするものでは何らならないことが強調されなければならない⁽⁵⁾」と。

1868年の公民権法 (Civil Rights Act) を憲法上適法であるとすることによって議会が同法を廃止することを防止する目的で制定された⁽⁶⁾修正14条の平等保護条項は、「いかなる州もその管轄内に在る何人に対しても法律の平等な保護を拒むことができない」と規定する。当初裁判所で平等保護の問題が論ぜられることは少なかったが、1954年の、Brown v. Board of Education (347 U. S. 483) の判決を嚆矢として、連邦最高裁が平等保護の問題に積極的役割を果たすようになった。相対的平等説にたつて差別的取扱いの禁止を命ずる平等保護条項において、問題は何をもって憲法の禁ずる差別とするかである。換言すれば、どんな審査基準でそれが憲法の禁ずる差別的取扱いであるかを判断するのか、が問題となる。伝統的平等保護原則においては、その審査基準は「合理性の基準」であった。それは、法律が設ける分類が法律の目的との関係で合理的であるか否かを審査するものである。ところが、そこでいわれる合理性は、法律の合憲性を強く推定するフレーズとして用いられたものであった。すなわち、「合理性の基準」は最も緩やかな審査基準であり、ほとんどの場合争われた法律を合憲とする結果をもたらす審査基準であった。P. B. Kurland によって平等革命 (The Egalitarian Revolution) と称された⁽⁷⁾ Warren Court は、平等保護条項をめぐる事件で、「合理性の基準」のほかに、「なにがしかの『疑わしい (suspect)』基準に基づくか、あるいは『基本的権利』に影響を及ぼすような法律中の分類は『やむにやまれぬ』政府の利益により正当化されないかぎり、平等保護を否定す

る⁽⁸⁾」という「厳格な審査」の基準を採用した。そこでの問題は、ほとんどの場合争われた法律を違憲とする結果をもたらす「厳格な審査」のテストが適用される「疑わしい」分類および「基本的権利」あるいは「基本的利益」とは何か、である。

Warren Court の「合理性の基準」と「厳格な審査」という二つの審査基準は、上に述べたように合憲あるいは違憲という結論指向的なその硬直性に問題があった。そこで、Burger Court は、この硬直性を避けるものとして、「合理性の基準」より厳格であるが「厳格な審査」のテストほど厳格でない、いわゆる「厳格な合理性の基準 (strict rationality test)」とか「中間の審査基準 (intermediate standard of review)」と呼ばれる審査基準を採用するに至っている⁽⁹⁾。

選挙権、とりわけ投票権が「厳格な審査」のテストが適用される「基本的権利」であることは、選挙権と平等原則をめぐるリーディングケースである Harper v. Virginia Board of Election 以来認められている。例えば、投票権の平等が争われた Reynold v. Sims (377 U. S. 533 [1964]) で、選挙権は「あらゆる権利を守る基本的な政治的権利」⁽¹⁰⁾ であり、「民主主義社会の根源であって、その権利に対する制約はいかなるものも代議政体の主要部分を打破することになる」⁽¹¹⁾ と述べられている。それに対して、被選挙権の中核をなす立候補の権利及至自由は、本稿でみた二つの判決でも明らかなように「基本的権利」と明示的に認められていない。学説も、一般に、立候補の権利を「基本的権利」と捉えていない⁽¹²⁾。筆者は、この点でアメリカの通説・判例と見解を異にする。拙稿で論じたように、表現の自由との関連、選挙権との密接な関連、Stone 判事の United States v. Carolene Products Co. 判決の脚注4からの論証、客観的な憲法上の原則および選挙権者と被選挙権者の主観的権利という二つの側面を併せもつ選挙原則からして、立候補の権利は単なる「資格」ではなく、憲法上保障された基本的権利である、と考える。したがって、私見によれば、立候補の権利と平等原則をめぐる問題には、原則として「厳格な審査」のテストが適用されることになる⁽¹³⁾。

立候補制度自体は、被選挙権者の自由意思を、つまり政治家になりたくないという意思を尊重するもので、憲法適合的である。候補者の規模を規制することも、Bullock 判決や Lubin 判決でも述べられている

ように、投票者の混乱を防ぐために容認される目的である。しかし、いわゆる泡沫候補や売名候補を排除することは、政府の「やむにやまれぬ利益」といえるであろうか。「排除に値するほうまつ候補という言葉の存在自体が不自然であり」⁽¹⁴⁾、その目的は合理性さえ有していない。したがって、泡沫候補の排除という目的自体、憲法に適合的とはいえない。まして、Bullock 判決や Lubin 判決で正当に論証されているように、供託金を課すことは、泡沫候補の排除という目的にとって「合理的に必要な」手段でさえもない。

わが国の供託金制度は、1925年に制定された衆議院議員選挙法以来採用されている。戦後大改正された衆議院議員選挙法は、供託金の額を3万円と定めた(68条1項)。1947年に制定された参議院議員選挙法は、それを5000円と定めた(55条1項)。1950年に制定された公選法は、衆・参議院議員選挙ともにそれを3万円と定めた(92条1項)。その後、供託金の額は、参議院議員選挙の場合、10万円、全国区30万円・地方区15万円、全国区60万円・地方区30万円、全国区200万円・地方区100万円と増額されてきた。そして、1982年の改正で、参議院(選挙区選出)議員選挙の場合200万円(92条1項)、参議院(比例代表選出)議員選挙の場合「政党その他の政治団体は、四百万円に当該名簿の名簿登載者の数を乗じて得た金額」(92条2項)を供託することとされた。その額は、Bullock 事件で高額だとされた1,000ドルよりも、選挙制度・規模の違いを考慮にいれたとしてもはるかに高額である。しかも、公選法は、高額な供託金を支払えない立候補志願者が立候補しうるための他の選択的手段を何ら規定していない。つまり、高額な供託金が立候補のための絶対的必要要件となっているわけである。このような供託金制度は、一定の得票数があれば戻ってくるとはいえ、高額な供託金制度が立候補への経済的障害であることは明らかである。すでに述べたように、泡沫候補の排除という目的自体が、憲法上合理性さえ有しない。そして、それは、アメリカの判例が明らかにしているように、規制目的の達成にとって「途方もなく不適合な」⁽¹⁵⁾手段であって、経済的理由で被選挙権の帰属・行使を制限するもので違憲である。

註

(1) 比例代表制を導入した今回の公選法改正をめぐる憲法論議に関しては、さしあたりジュリスト776号

掲載の諸論文・各意見、法と政策19号掲載の諸論文参照。

- (2) 拙稿「憲法上の権利としての立候補の権利」、慶応義塾創立125年記念論文集(慶応法学会法律学関係)、慶応義塾大学法学部編、1983年10月発刊、75頁以下。
- (3) filing fee は、寄託する性質のものではないので供託金と訳すのは不適切で、本来は名簿登載料とも訳すべき用語である。しかし、ここでは、わが国の制度との比較の都合上、上記の相違を留保しつつ供託金という訳語をあてることにする。
- (4) 以下の記述や数は、Note, Developments in Law—Elections, 88 Harv. L. Rev. 1111 (1975) によった。なお、1971年時点での各州の供託金制度の状況については、Comment, The Constitutionality of Qualifying Fees for Political Candidates, 120 U. Pa. L. Rev. 109 (1971) 参照。
- (5) 405 U. S. at 149.
- (6) このことは、修正14条の制定史を考究した多くの文献が指摘している。L. A. Warsoff, Equality and the Law (1938); J. tenBroek, Equal under Law (1965); C. Fairmann, Does the Fourteenth Amendment Incorporate the Bill of Rights? 2 Stan. L. Rev. 5 (1949); J. P. Frank and R. F. Munro, The Original Understanding of "Equal Protection of the Laws", 50 Colum. L. Rev. 153 (1950); A. M. Bickel, The Original Understanding and the Segregation Decision, 69 Harv. L. Rev. 1 (1955) など参照。なお、修正14条の制定過程を述べる邦語文献としては、田中英夫「私有財産の保障規定としての due process clause の成立」⁽¹⁶⁾、国家学会雑誌72巻3号1頁以下がある。
- (7) P. B. Kurland, The Supreme Court 1963 Term—Foreword: "Equal in Origin and Equal in Title to the Legislative and Executive Branches of the Government", 78 Harv. L. Rev. at 145 (1964).
- (8) Shapiro v. Thompson, 394 U. S. at 627, 638 (1969).
- (9) 平等保護条項をめぐる連邦最高裁の判例の動向については、G. Gunther, Individual Rights in Constitutional Law, 3rd ed., 1981, 290-591; Note, Development in Law—Equal Protection, 82

Harv. L. Rev. 1068 (1968); G. Gunther, *The Supreme Court, 1971 Term—Forward: In Search of Evolving Doctrine on a Changing Court: A Model for Newer Equal Protection*, 86 Harv. L. Rev. 1 (1972) など参照。邦語文献としては、戸松秀典「平等保護と司法審査(一)~(四)」, 国家学会雑誌90巻7・8号1頁以下, 同91巻1・2号1頁以下, 同91巻3・4号1頁以下, 同91巻7・8号27頁以下が詳しい。

(10) 377 U. S. at 562.

(11) *Ibid.*, at 555.

(12) Cf. L. H. Tribe, *American Constitutional Law*, 1978, §13-19. なお, N. A. Gordon, *The Constitutional Right to Candidacy*, 91 *Political Science Quarterly*, 471 (1976) は, 立候補の権利を憲法上の権利であると主張する。

(13) 日本国憲法においては, 選挙権・被選挙権と普通・平等選挙原則をめぐる問題に関しては, アメリカ憲法における場合以上に「厳格な審査」のテストの適用が帰結されると考える。なぜなら, 日本国憲法は, 一般平等原則(14条1項)のほかに普通選挙原則(15条3項)および平等選挙原則(44条)を規定しているからである。つまり, 一般平等原則の適用

例である普通・平等選挙原則においては, 相対的平等ではなく絶対的平等が要請されるからである。したがって, 日本国憲法44条が明文で挙げている「人種, 信条, 性別, 社会的身分, 門地, 教育, 財産又は収入」に関しては「厳格な審査」のテストが適用されることになる。

なお, 厳格な審査基準を採用した Lubin 判決は, Bullock 判決の法理をそのまま適用して事案を解決したのではないことが注意されるべきである。Lubin 判決によれば, Bullock 判決が本件に適用されない理由は, そこで争われた供託金制度が「伝統的な平常保護の概念を侵害するほどに明白に排他的であった」からである(415 U.S. at 715, FN. 4)。それゆえ, 連邦最高裁は, Lubin 判決によって Bullock 判決を制約し, 立候補の権利の「最小限の保護への裁判所の動向を劇的に表現した」(L. H. Tribe, *ibid.*, p. 1126) といえよう。

(14) 杉原泰雄『'80年代憲法政治への序章・上』, 1980年, 195~196頁。

(15) 衆議院・参議院編集『議会制度史七十年史・資料篇』, 1962年, 250頁。

(16) 405 U. S. at 146.

〔横浜国立大学経営学部助教授〕